

火災通報装置に関する基準の見直し

平成27年4月1日

改正内容概略

自力で避難することが困難な人が入所する

社会福祉施設(施行令別表第一 6項(口)に該当する施設)

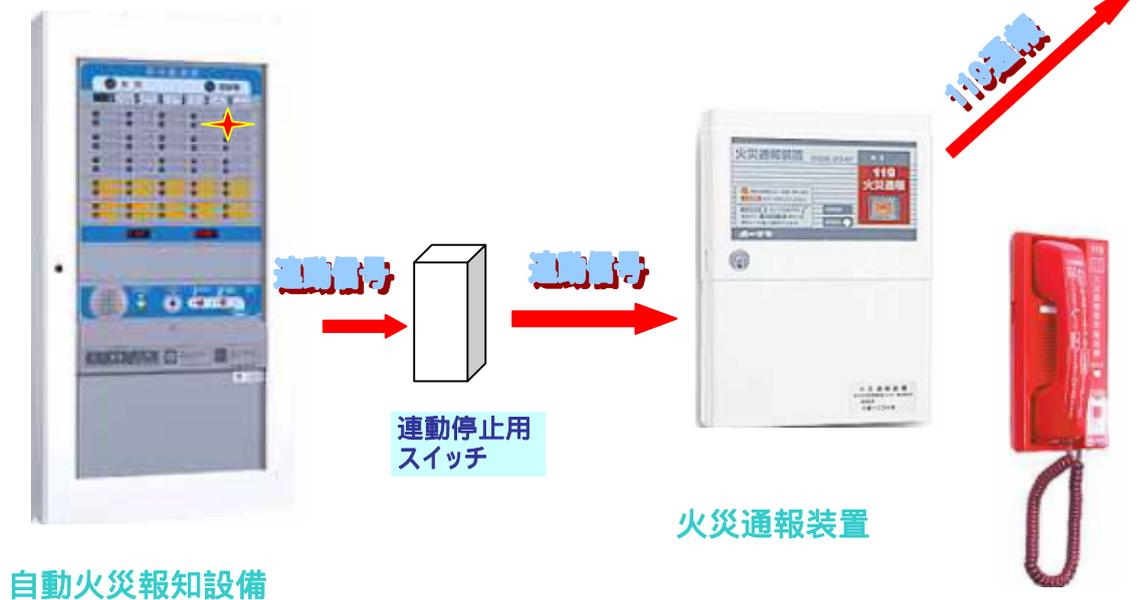
令別表第一 →

における 消防機関へ通報する火災報知設備について

自動火災報知設備の**火災感知器の作動と連動**して 自動的に

起動することが 義務付けられました。

火災報知器が作動すると直ちに自動で**119**通報されるようになります！



西日本防災システム
NISHINOHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd
<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ →